

令和7年度荒川区児童福祉施設等指導監査実施方針

1 基本方針

児童福祉施設等の社会的養護の下で育つ子どもたちは、虐待等により心に深い傷を受け、情緒的な問題や医療・療育上の個別的ケアを必要としている。児童福祉施設等が入所児童等にとって、生活感と温かみが実感できる居場所となり、自立へ向けた適切な支援の場として運営できるよう、児童福祉施設等に対する指導監査の役割は重要となっている。

これらのことを踏まえ、一般指導監査では法令や監査基準等に照らして、適正な施設運営の確保や利用者本位のサービス提供の確認に主眼を置いて実施する。

なお、重大な法令違反や不適切なサービス提供の疑いがある場合には、児童福祉施設の社会的使命に対する信頼の維持・確保及び利用者保護の観点から、速やかに特別指導監査を実施する。

2 一般指導監査の重点項目

(1) 運営関係

ア 職員の確保及び処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- (イ) 職員の処遇について、適切な給与水準の確保、労働時間の短縮等労働条件の改善、研修等職員の資質向上、福利厚生の実施等が図られているか。

イ 安全対策の徹底

- (ア) 消防計画に基づく防火設備の配備、避難訓練等の防災対策が徹底されているか。
- (イ) 広域避難場所の周知徹底、備蓄物品など、地震等災害発生時の安全確保や備えが図られているか。
- (ウ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。
- (エ) 事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速かつ的確な対応が図られているか。
- (オ) 防犯について、対策を講じているか。

ウ 苦情対応の体制整備の徹底

- (ア) 苦情対応の仕組みの入所児童等への周知、第三者委員の設置などがされているか。
- (イ) 入所児童等からのサービスに係る苦情内容及び対応結果が定期的に公表されているか。

エ 個人情報の適切な取扱いの確保

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）等に基づいた適正な取扱いが確保されているか。

(2) 支援関係

ア サービス提供の充実

- (ア) サービスに係る計画に基づいてサービスが提供されているか。
- (イ) 入所児童等の個別の状況に応じたサービス提供の計画が策定されるとともに必要の都度見直されているか。
- (ウ) サービスの提供内容は、自立支援につながるものとなっているか。

イ 人権に配慮した処遇

- (ア) 入所児童等に対し、施設従事者等による虐待行為等の不適切な対応をしていないか。
- (イ) 虐待の未然防止策や発生時の適切な対応のための取組が行われているか。

ウ 預り金の適正管理

入所児童等の預り金を管理している場合、適切な管理が行われているか。

(3) 会計関係

ア 適切な会計処理の徹底

- (ア) 会計基準等に基づいた適正な会計処理が行われているか。
- (イ) 計算書類等が適正に作成されているか。

イ 管理組織の確立

- (ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。
- (イ) 資産管理が適正に行われているか。

ウ 契約事務の適正化

- (ア) 契約内容が文書化され、契約の正当性が確認できる取組が行われているか。
- (イ) 契約手続きが入札の実施により適正に行われているか。また、関係通知等に基づいた随意契約の実施による透明性が確保されているか。

3 特別指導監査の重点項目

重大な法令違反、不適切なサービス提供の疑いがある場合に行う特別指導監査においては、個別の事案に応じ、下記の点を重点的に監査する。

(1) 運営関係

法令等を順守した施設運営が行われているか。

(2) 支援関係

入所児童等の個人の尊厳の保持を旨とし、心身ともに健やかに育成され、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、支援内容が良質かつ適切なものとなっているか。

(3) 会計関係

会計基準や関係通知に基づいた適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

4 実施計画

(1) 対象施設

ア 母子生活支援施設

イ 児童養護施設

(2) 実施形態

ア 一般指導監査

(ア) 実施方法

日程を決め、施設に赴き実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 班編成

1 監査班当たりの監査員は、原則として係長級以上の者を含む職員2名以上とする。ただし、施設の状況により適宜体制を再編し実施する。

(エ) 実施通知

「荒川区児童福祉施設等指導監査実施要綱」（令和2年7月1日制定）第9条第1項の規定に基づき通知する。ただし同規定に基づき、施設の運営に問題が生じた場合又は通報等で問題があると認められる場合は、一般指導監査開始時に文書を提示するなどの方法により行うことができる。

イ 特別指導監査

(ア) 実施方法

施設ごとに適宜日程等を策定し、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き、実地において実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 班編成

原則として課長級以上の職にある者を長とする職員3名以上で監査班を編成することとし、課長級以上の職にある者を除く職員のうち1名以上は係長級以上の職にあるものとする。

(エ) 実施通知

一般指導監査に準じて事前に文書により行う。ただし、特別指導監査の目的及び効果を勘案し、当該監査の開始時に文書を提示するなどの方法により行うことができる。

5 関係団体等との連携

(1) 社会福祉法人の所轄部署との連携

- ア 社会福祉法人が運営する施設の指導監査に当たっては、その所轄部署と適宜情報交換を行うとともに、当該社会福祉法人に対する指導監査と同日に監査を実施するなど必要な連携を行う。
- イ 社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する施設の指導監査結果等については、相互に必要な情報の交換を行う。

(2) 施設等の運営及び認可所管部署との連携

- ア 指導監査の結果、違反疑義等が認められた場合は、運営及び認可所管部署と連携し、必要な措置を行う。
- イ 通報・苦情・相談等に基づき重大な違反等が疑われるため、運営及び認可所管部署より指導監査等の依頼があった場合は、機動的に対応する。